

青森県報

号外第五十九号

平成十七年
五月二十五日
(水曜日)

制限期間

平成十七年六月一日から平成十八年一月三十一日まで

ウ 点イと青森県下北部大間崎突端とを結ぶ線と青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道上磯郡葛登支岬灯台中心点とを結んだ線との交点

エ 青森県東津軽郡明神崎灯台中心点

目次

海区漁業調整委員会

西部海区管内におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示：（事務局）：

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県西部海区管内におけるまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十七年五月二十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船橋正良

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力船を使用して行うまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

1 制限海域

次の点を順次に結ぶ直線と陸岸によって囲まれた海域

ア 青森県東津軽郡竜飛崎灯台中心点

イ 青森県東津軽郡竜飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点

2

(発行所 青森市長・島 一行人) 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市東二 奥間販売人) 印刷三丁 株式会社 七 号

定価小口一枚二付十五円一
錢

毎週月・水・金曜日発行